

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

稲美町長 中山 哲郎

市町村名 (市町村コード)	稲美町 (28381)
地域名 (地域内農業集落名)	岡地区 (十七丁・出新田・岡西・岡東)及び周辺
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月9日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区において、耕地面積144.7haのうち、65才以上の農業者の耕作面積は77.9haとなっている。また、65才以上で後継者未定又は後継者無しの将来的な継続不安を抱える農家の耕作面積は35%となっている。地区内では、野菜等の栽培で収入を得ている農家はごくわずかであり、残りの大部分は小規模稲作農家である。そのため、機械償却を含めた採算では赤字経営となっている。なお、後継者有を含む65才未満の農業者は、概ね兼業農家であり、本業での業務負荷及び農業機械の更新負担を考慮すると、将来的に農業継続をする保証はない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

各農家の後継者問題や農業機械の維持費、資材価格の高騰などが小規模農家の継続意欲の低下につながっている。そのため、生産性向上や所得向上に向けた地区全体の農業経営が必要。概ね3反区画でほ場整備がされているものの、集落営農では大型機械が導入されており、大区画化による農業機械の効率化が必要。地区ごとの集落営農による集積が進んでいるものの、岡地区全体に入り作があるため、作業効率が悪い。そのため、更なる農地の集積と集約化が必要。野菜などへの新規就農者を増やすことが必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	144.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	144.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域は岡地区とその周辺を基本として、農振区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農組合による集積が進んでいるものの、地区全体に入り作があるため、作業効率が悪い。そのため、集落営農組合と認定農業者を中心とした担い手への更なる農地の集積と集約化を図り、農地の維持管理を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、中心の担い手である(一社)十七丁営農組合・(一社)出新田営農組合・(農)岡西営農組合・(農)岡東営農組合・個人の認定農業者頭へ集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落営農組合の人員確保及び自作農家の継続意欲醸成のため、作業効率の向上・省力化を目的とした「経営体育成基盤整備事業」を活用して、以下の整備を進める。 ①用水及び排水路のパイプライン化…草刈作業及び溝さらい作業の削減 ②農用地区画見直し(可能分の区画拡大等)…作業効率向上・草刈作業削減 ③暗渠配水の導入…排水性を向上し、水田の畑地利用促進及び麦作湿害予防
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
野菜栽培(高収益作物)等も行い、農業で生計を立てている農業者については、認定農業者もしくはそれに準ずる者として、中心的な担い手として位置づける。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、検討していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①増加しているアライグマ、ヌートリアなどの有害鳥獣について、町の防除計画に基づく防除体制の整備を検討する。
- ②化学肥料の価格高騰の対策として、減農薬・減肥料に努めるとともに、環境保全や農産物の高付加価値化を図り、有機・減農薬・減肥料による栽培を検討・推進する。
- ③担い手の省力化やコスト低減、生産性向上を図り、スマート機器の導入を検討する。
- ⑦⑧用排水路の管理を効率的に行うため、基盤整備事業を活用したパイプライン化を図る。また、用排水路やため池の管理について、多面的機能支払交付金等を活用して、土地改良区にて管理運営を継続する。
- ⑩農作業時間の短縮化や生産作目の増加を図り、区画拡大の圃場整備を行う。